

金ヶ崎町都市計画用途地域の変更（金ヶ崎町決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

種類	面積	建築物の容積率	建築物の建ぺい率	外壁の後退距離の限度	建築物の高さの制限	備考
第一種低層住居専用地域	約 278ha	8/10 以下	4/10 以下	1.0m	10.0m	29.8%
第二種中高層住居専用地域	約 12ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	1.3%
第一種住居地域	約 225ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	24.1%
第二種住居地域	約 3.2ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	0.3%
近隣商業地域	約 34ha	20/10 以下	8/10 以下	—	—	3.6%
商業地域	約 13ha	40/10 以下	8/10 以下	—	—	1.4%
準工業地域	約 85ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	9.1%
工業専用地域	約 283ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	30.3%
合 計	約 933ha					100.0%

「種類、位置および区域は計画図表示のとおり」

理 由

本町の土地利用の現況と動向、及び社会情勢等を勘案し、本案のとおり変更するものである。